官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務四三）　二
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（国土交通七八七）　二
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（同七八八）　二
〔その他告示〕
○金融商品取引法施行令第七条第五項第二号の規定に基づき電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件（金融庁三八）　三
○高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件（同三九）　三
○甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件（消防庁八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産八二八～八四三）　四
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（同八四四）　六
○信号符字を点附した件　七
（国土交通七八九）
○信号符字を取り消した件（同七九〇）　七
○船舶国籍証書を無効とした件（同七九一）　八
○駐留軍用地特措法第五条の規定による使用認定に関する件（防衛一七〇、一七一）　八
○道路に関する件（中部地方整備局五九）　八
〔国会事項〕
法務省　八
〔人事異動〕
官庁事項　八
〔皇室事項〕
登録実施機関の登録事項の変更について（東北運輸局）　九
〔官庁報告〕
国家試験　九
令和八年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　九
〔公　告〕
諸事項　二
官庁
財団、司法書士懲戒処分関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他

省　令

○法務省令第四十三号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第五十条第二項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

法務大臣　平口　洋

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第六十条、第六十八条の四関係） 一　［略］　勁　勒　［略］ 二　［略］	**別表第三**（第六十条、第六十八条の四関係） 一　［同上］　勁　［同上］ 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第七百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件を次のように定める。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件

（上陸のための条件）

第一条　物流倉庫分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号の告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の内容の基準）

第二条　物流倉庫分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、従事させる業務が倉庫作業（貨物の入庫、保管、出庫その他の倉庫内における作業をいう。次条第一号において同じ。）であることとする。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条　物流倉庫分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　特定技能外国人を倉庫作業に従事させるものであり、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

イ　倉庫業者（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　倉庫業者が現に営業に使用している倉庫において当該倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者（特定技能外国人の雇用の継続に係る責任を負う旨の協定書を当該倉庫業者と共同して作成している者に限る。）

ハ　一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第二十一条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。）

二　国土交通省が設置する物流倉庫分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三　協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

五　国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること。

六　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第二号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

七　入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を有する情報システムを利活用していること。

八　生産性及び労働安全衛生の向上に資する機器又は情報システムであって、前号の情報システムと連携することで機能が拡充されるものを継続して利活用するとともに、その利活用の状況について、協議会に加入した日から起算して一年以内に、協議会において定める方法により協議会へ報告することとしていること。

九　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○国土交通省告示第七百八十八号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号及び第六十七条第二十号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　物流倉庫分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　従事させる業務が倉庫作業（貨物の入庫、保管、出庫その他の倉庫内における作業をいう。次号ロにおいて同じ。）であること。

二　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。次条において同じ。）が次のいずれかに該当する者であること。

イ　倉庫業者（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　倉庫業者が現に営業に使用している倉庫において当該倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者

ハ　一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第二十一条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。）

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　物流倉庫分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　物流倉庫分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　物流倉庫分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　物流倉庫分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を有する情報システムを利活用していること。

五　生産性及び労働安全衛生の向上に資する機器又は情報システムであって、前号の情報システムと連携することで機能が拡充されるものを継続して利活用するとともに、その利活用の状況について、物流倉庫分野に係る分野別協議会に加入した日から起算して一年以内に、当該分野別協議会において定める方法により当該分野別協議会へ報告することとしていること。

六　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき育成就労外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第三条　物流倉庫分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次のいずれにも該当することとする。

一　物流倉庫分野に係る分野別協議会に加入していること。

二　物流倉庫分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

三　物流倉庫分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四　物流倉庫分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

その他告示

○金融庁告示第三十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第二号の規定に基づき、金融商品取引法施行令第七条第五項第二号の規定に基づき電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十六日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令第七条第五項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。 一　［略］ ［号を削る。］	［同上］
二・三　［略］	一　［同上］ 二　Ｃｂｏｅジャパン株式会社が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（Ｃｂｏｅ　Ａｌｐｈａ及びＣｂｏｅ　Ｓｅｌｅｃｔに係るものに限る。） 三・四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第三十九号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（平成二十九年金融庁告示第五十号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十六日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［一～六　略］ ［号を削る。］ 七・八　［略］	［一～六　同上］ 七　Ｃｂｏｅジャパン株式会社 八・九　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の八第一項の規定に基づき、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成六年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十六日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　消防法施行規則第三十三条の八第一項第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、高等専門学校又は専修学校に置かれる専攻科 ［二～六　略］ 第二　消防法施行規則第三十三条の八第一項第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　学校教育法第百四条の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。） ［三～七　略］ 八　職業能力開発促進法第四十四条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者 ［九～十三　略］	第一　消防法施行規則第三十三条の八第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科 ［二～六　同上］ 第二　消防法施行規則第三十三条の八第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。） ［三～七　同上］ 八　職業能力開発促進法第六十二条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者 ［九～十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字下打尾四〇七四の二、四〇七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市馬籠五七三四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県関市板取字向イ四九五一の一（次の図に示す部分に限る。）、四九九一の一、四九九一の二、四九九二、四九九三、字神明四八三四の一、四八三四の二、四八三九の二、四八三九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町**久手**字大**久手**三二三（次の図に示す部分に限る。）、字佐留口三七五の一、三七五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市山口四七一の八八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町山畑字赤峰後平三六三九、字赤峰道下三六八一の一、三六八一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市宮摺町二八〇のヨ・二八一の口四・二八一の口五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六一のロの九、二六一のロの一七、二六一のロの一八、二七五、二七六、二七七の二、二七七の四、二八〇のヲ、二九二の一三、二九二の一四、二九二の一八、四三六の一、四三六のイの一四から四三六のイの一六まで、四三六のイの一八、四三六のイの二〇、四三六のイの二二、四三六のイの二三、四三六のイの二五、四三六のイの二七から四三六のイの二九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
宮摺町二七五・四三六のイの二二・四三六のイの二五・四三六のイの二八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇のヨ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町北本町字南羽毛合八一七の三、字刈水一〇一九の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡長与町丸田郷字打越一〇一八の一、一〇一九の一から一〇一九の三まで、一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三三の四、一〇三三の五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡高原町大字広原字木場野五九三二の一、五九三二の五、五九三二の六、五九三二の一四、五九三二の一五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字木場野五九三二の一、五九三二の六・五九三二の一四・五九三二の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字石河内字糸山七三二、七三三、七三六、七三九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古川三〇八、三一四の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字沢水一二〇、一二七、一四六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字黒沢津肥六四八八の三、六四八九の一、六四九〇、六四九二、六四九二の乙、六四九二の丙、六四九七、六四九七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字黒沢津肥六四八九の乙、六四九〇、六四九二、六四九二の丙、六四九七、六四九七の一、六四九七の二、六五九五の乙、六五九六、六五九八、字西木場七三六〇の二、七三六〇の五から七三六〇の八まで、七三六〇の一六、七三六〇の一八、七三六一、七三六一の一、七三六一の二、七三六二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき七八、九七〇円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
二　異性化糖軽減額　零円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一八五、一九二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、七一八円）
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一八一、二一三円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、四二三円）
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二一、六三四円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四〇、九四二円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき九六、八一〇円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・九七七	一キログラムにつき二〇三円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき二八円

規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五三円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四四円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・一四五	一キログラムにつき三三三円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一八円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八一一	一キログラムにつき七〇円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二三八円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一四八円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一一八円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一三三・〇〇一	一キログラムにつき二、〇一〇円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき二、一八七円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、〇六円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八五九円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九六四	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器に入れたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一三三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器に入れたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき一一六円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を十七条の各成分の重量が最も多い分が果糖であるものに限る。）	〇・八五七	一キログラムにつき七四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を十七条の各成分の重量が最も多い分が果糖であるものを除く。）	〇・八一一	一キログラムにつき六一円

○国土交通省告示第七百八十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			令和
ＪＤ5642	145081	第二八幡丸	8. 3. 2
ＪＤ5649	145090	ちとせ丸	8. 3. 3
ＪＤ5590	145004	ＡＬＦＯＮＳＩＮＯ　ＡＲＲＯＷ	8. 3. 4
ＪＤ5671	145133	はやと２	8. 3. 4
ＪＤ5655	145109	はくりょう丸	8. 3. 9
ＪＤ5638	145077	大和丸	8. 3.10
ＪＤ5660	145112	第三明裕丸	8. 3.11
７ＫＴＷ	145015	第八十八勝栄丸	8. 3.16
ＪＤ5665	145120	第二十八藤進	8. 3.16
ＪＤ5636	145075	かけはし	8. 3.17
ＪＤ5674	145136	光星	8. 3.17
ＪＤ5640	145079	かりゅう	8. 3.18
ＪＤ5603	145031	ニッケル寿	8. 3.19
ＪＤ5663	145115	さつま３	8. 3.19
ＪＤ5609	145040	三笠	8. 3.23
ＪＤ5637	145076	第二永進丸	8. 3.23
ＪＤ5634	145069	洸聖	8. 3.24
ＪＤ5604	145032	なごや丸	8. 3.26
７ＫＵＸ	145117	ＳＵＭＩＲＥ　ＧＡＳ	8. 3.30
ＪＤ5624	145059	涼佑丸	8. 3.30
ＪＤ5661	145113	第十八栄進丸	8. 3.30
ＪＤ5648	145089	伊勢丸	8. 3.31
ＪＤ5675	145137	第十五藤進	8. 4. 2
７ＫＶＢ	145123	ＡＭＥＴＨＹＳＴ　ＡＣＥ	8. 4. 6
ＪＤ5667	145124	めい	8. 4. 8
７ＫＵＷ	145116	ＯＮＥ　ＭＯＴＩ　ＶＡＴＯＲ	8. 4.15
ＪＤ5684	145149	第一恵祥丸	8. 4.20
ＪＤ5659	145111	第五豊顕丸	8. 4.28

○国土交通省告示第七百九十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			令和
ＪＭ6085	132641	広栄丸	8. 3. 3
ＪＮＱＢ	131370	第三松榮丸	8. 3. 4
ＪＤ5500	144870	ＪＣＡＴ　ＳＩＸ	8. 3. 4
ＪＪＨＮ	134422	白山丸	8. 3. 5
ＪＦ2060	119995	のとかぜ	8. 3.10
７ＫＹＧ	130387	第二十八松福丸	8. 3.13
ＪＤ2221	140291	扇翔丸	8. 3.16
ＪＤ2003	140031	フェニックス	8. 3.18
ＪＬ5519	140027	第三平成丸	8. 3.18
ＪＤ2624	140729	第二十二永進丸	8. 3.19
ＪＥ3153	133368	かもしか	8. 3.19
ＪＤ2272	140342	かちどき丸	8. 3.23
ＪＬ6572	135593	第八晶恵丸	8. 3.24
ＪＧ5328	134967	なちかぜ	8. 3.27
７ＪＰＮ	141964	ＳＨＩＮＷＡ―ＭＡＲＵ	8. 3.30
ＪＪ2704	110226	第十八たけ丸	8. 3.30
ＪＨＱＳ	135669	第一二八欣栄丸	8. 4. 1
ＪＥ2774	128235	第二十五勝運丸	8. 4. 2
ＪＤ3657	142132	大昴丸	8. 4. 6
ＪＫ5415	134713	第五十八協徳丸	8. 4. 6
ＪＤＭＤ	133575	第八十三若潮丸	8. 4.10
ＪＤ3206	141452	第五鐵運丸	8. 4.10
ＪＭ6694	136442	さいき	8. 4.10
７ＪＺＹ	142952	グレース　バレリア	8. 4.14
７ＫＪＪ	144083	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＪＡＣＡＲＡＮＤＡ	8. 4.17
ＪＤ2253	140326	泉隆丸	8. 4.17
ＪＧ5646	137100	北祐丸	8. 4.21
ＪＩＧＢ	130026	第五十一幸漁丸	8. 4.22
ＪＭ6416	134507	暁丸	8. 4.23
ＪＨ3089	128459	さくら丸	8. 4.24
ＪＭ6106	132676	第八祇園丸	8. 4.24
ＪＩ3720	137246	祥暉丸	8. 4.27
ＪＭ4172	133770	フェリー粟国	8. 4.27
ＪＬ6507	135130	五十猛	8. 4.28
ＪＤ3196	141443	awalineきらら	8. 4.30
ＪＭ6026	132578	第七十八海王丸	8. 4.30

○国土交通省告示第七百九十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
4345	6. 8. 2	133575	第八十三若潮丸
16053	9. 2.21	134259	若田丸
A07151086	19.12. 6	107213	迅雷号
A181715005	30. 7. 3	128905	第三十三事代丸
	令和		
A191610038	1. 7. 2	141131	ＣＯＲＮＩＣＨＥ
A201311082	2. 6.30	143904	ＴＷＥＬＶＥ　ＴＷＥＬＶＥ

○防衛省告示第百七十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年六月十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡読谷村字喜名喜名原（二九番、八六番、一一四番、一三三番、一三五番及び一七八番）、字喜名前原（五六〇番、五七七番一、六〇三番及び六一三番）、字喜名中地原（六四六番）、字喜名東原（七六六番及び七九六番）、字喜名西平原（八八八番、九四九番、九五二番、九八一番及び九九二番）、字喜名後間原（一〇九六番、一〇九六番二、一一二二番、一一二三番及び一一二七番）、字喜名福地原（一二〇七番、一二一二番、一二四七番及び一二五七番）、字喜名親子比利原（一三一五番）、字喜名外部原（一八五三番、一九〇七番、一九一七番、二〇五六番及び二〇七七番）、字座喜味尾頓川（二八七九番）、字伊良皆仲地原（八九五番）、字伊良皆東原（一六〇〇番）、字伊良皆前原（一七五二番）、字長田与名田原（二一一番及び二三一番）及び字長田石嶺原（四三四番、四七九番、五二七番、五四七番、五五九番及び五六九番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
郡上市美並町三戸字白岩ス八八二番一から同市美並町三戸字小瀬八四四番三まで	前	八・九〇～六九・七〇メートル
	後	八・九〇～九〇・三〇メートル、〇・一八四～〇・一八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○防衛省告示第百七十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年六月十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字山内大迫原（一〇二五番一）、字山内西原（一二九二番）及び字山内石迫原（一五三六番八）

沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜金壇子原（五九番及び六七番）、字国直下国直原（八〇三番）、字屋良屋良原（一五六番）、字屋良崎間作原（一一九一番）、字野里村内原（一一六番二）、字野里大城原（五一四番）、字野里前原（一〇三八番）、字野国後原（二四八番及び二九四番）及び字東青名地原（八〇番三、八〇番四、八〇番六及び八〇番七）

沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭平安山伊森原（一〇七〇番）及び字下勢頭下勢頭原（四〇〇番二）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番地一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九　沖縄防衛局

沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭八三七番地一　北谷町商工業研修等施設

国会事項

衆議院

議案提出

六月二十四日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（西岡義高外一名提出）

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高外一名提出）

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎外十名提出）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（簗和生外七名提出）

衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（加藤勝信外十一名提出）

質問書転送

六月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書

議事日程

六月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

令和八年六月二十五日（木曜日）

午後一時開議

第一　電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

第四　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第五　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

参議院

議事日程　第二十四号

令和八年六月二十四日（水曜日）

午前十時　本会議

第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案提出

六月二十四日議員から次の議案が提出された。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江外四名発議）（参第一一号）

議案受領（予備審査）

六月二十四日衆議院から次の議案が送付された。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（橋本幹彦外三名提出）（衆第一九号）

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（西岡義高外三名提出）（衆第二〇号）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河井昭成外三名提出）（衆第二一号）

議案付託

六月二十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）　外交防衛委員会に付託

人事異動

法務省

（人吉区検察庁副検事）副検事　柳田　俊和

辞職を承認する

高杉　直　毛利　透　横田　絵理

法制審議会委員に任命する（各通）（以上六月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スロベニアの国祭日につき、六月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年６月26日

東北運輸局長　吉田　昭二

記

（単位地域の名称）

福島県

（登録実施機関の名称）

福島県タクシーセンター

（登録実施機関の住所）

福島県福島市吉倉字吉田40

（変更前の登録実施機関の代表者名）

安齋　文彦

（変更後の登録実施機関の代表者名）

吉田　正寿

（登録事務等を行う事務所の名称）

福島県タクシーセンター

（登録事務等を行う事務所の所在地）

福島県福島市吉倉字吉田40

（登録番号）

福島県－１号

（変更年月日）

令和８年７月１日

国家試験

令和８年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第９条第２項の規定に基づき、令和８年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験（令和８年５月24日施行）の合格者の受験番号を、次のとおり公告する。

令和８年６月26日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

受験番号	受験番号	受験番号
関東財務局		
第210005号	第210028号	第210035号
210037	210045	210049
210053	210065	210066
210070	210072	210080
210090	210092	210093
210100	210119	210122
210136	210149	210154
210155	210159	210160
210176	210206	210213
210219	210226	210228
210229	210230	210234
210246	210250	210254
210256	210264	210265
210275	210296	210301
210310	210311	210314
210317	210321	210324
210334	210336	210342
210346	210359	210360
210373	210375	210400
210416	210424	210434
210435	210445	210454
210460	210461	210472
210475	210477	210479
210480	210482	210484
210488	210495	210496
210497	210500	210515
210547	210553	210563
210567	210572	210573
210585	210589	210596
210599	210600	210652
210661	210678	210689
210702	210713	210762
210764	210774	210778
210789	210790	210793
210799	210800	210812
210822	210863	210864
210866	210869	210874
210876	210877	210885
210895	210900	210901
210906	210921	210925
210944	210953	210957
210979	210982	211009
211010	211012	211017
211018	211020	211022
211030	211036	211037
211059	211062	211063
211066	211092	211095
211100	211101	211112
211123	211129	211131
211148	211158	211172
211173	211197	211201
211227	211232	211236
211244	211256	211279
211281	211296	211323
211325	211350	211362
211364	211378	211380
211385	211391	211398
211402	211406	211410
211423	211434	211443
211444	211446	211449
211467	211485	211502
211506	211533	211581
211593	211616	211620
211630	211642	211644
211661	211667	211675
211687	211709	211717
211726	211737	211745
211751	211757	211769
211775	211778	211793
211796	211798	211821
211833	211840	211859
211879	211881	211898
211906	211916	211926
211930	211948	211953
211960	211995	211997
212018	212027	212038
212039	212040	212044
212052	212053	212061
212063	212065	212074
212077	212079	212098
212102	212116	212124
212126	212137	212138
212149	212155	212160
212171	212184	212207
212213	212243	212252
212256	212284	212295
212303	212305	212306
212315	212326	212329
212330	212331	212338
212339	212343	212354
212370	212373	212375
212394	212397	212407
212430	212439	212448
212461	212466	212477
212489	212498	212505
212514	212515	212519
212524	212551	212552
212558	212559	212578
212589	212595	212610
212636	212670	212675
212679	212698	212714
212716	212744	212768
212778	212779	212805
212820	212821	212867
212874	212885	212891
212901	212904	212912
212916	212936	212937
212939	212949	212956
212957	213006	213029
213061	213078	213091
213105	213112	213136
213166	213167	213171
213202	213224	213240
213241	213242	213248
213264	213328	213331
213359	213376	213387
213388	213415	213444
213463	213465	213534
213549	213551	213586
213588	213592	213597
213635	213639	213646
213651	213654	213663
213689	213701	213715
213717	213727	213737
213743	213747	213808
213868	213887	213896
213902	213918	213920
213946	213947	213949
213955	213967	213980
214002	214007	214031
214032	214033	214136
214162	214195	214209
214214	214251	214268
214281	214305	214307
214335	214386	214389

214399 214403 214434
214443 214459 214472
214498 214515 214529
214540 214541 214547
214549 214550 214587
214588 214591 214624
214641 214671 214672
214706 214715 214722
214753 214777 214796
214808 214810 214821
214831 214858 214859
214867 214898 214916
214919 214969 215022
215027 215045 215069
215071 215075 215079
215089 215121 215151
215177 215178 215185
215240 215256 215260
215343 215351 215354
215382 215389 215402
215416 215418 215426
215429 215433 215440
215464 215490 215502
215533 215560 215567
215596 215605 215614
215616 215617 215675
215696 215714 215793
215838 215861 215896
215989 215996 216008
216031 216044 216071
216072 216139 216141
216212 216218 216238
216272 216318 216356
216436 216449 216571
216584 216603 216620
216632 216682 216714
216723 216757 216772
216792 216929 216944
217078 217097 217204
217242 217308 217378
217526 217605 217606
217609 217616 217628
217629 217631 217632
217635 217640 217645
217647 217659 217660
217662 217675 217684
217726 217727 217728

220013 220016 240014
240050 240070 240083
240098 240118 240123
240176 240190 240211
240289

近畿財務局

200026 200033 200035
200039 200043 200058
200060 200075 200082
200083 200102 200113
200123 200126 200131
200134 200137 200148
200151 200154 200168
200171 200176 200178
200184 200193 200196
200197 200205 200218
200221 200229 200232
200235 200238 200246
200255 200265 200272
200273 200278 200280
200294 200300 200307
200338 200345 200348
200358 200370 200371
200373 200375 200377
200380 200384 200404
200413 200427 200447
200455 200462 200467
200470 200474 200475
200476 200489 200490
200498 200508 200524
200543 200562 200563
200564 200591 200614
200622 200626 200674
200682 200702 200722
200748 200776 200784
200788 200815 200823
200830 200842 200856
200857 200868 200878
200897 200900 200904
200917 200953 200962
200965 200975 200976
200978 200984 200987
200998 201011 201050
201072 201099 201101
201118 201144 201165
201185 201207 201224
201229 201291 201298

201329 201342 201350
201359 201366 201417
201428 201437 201451
201478 201480 201483
201536 201585 201600
201608 201636 201654
201749 201754 201775
201815 201840 201916
201923 201957 201965
201995 201996 202011
202013 202075 202091
202097 202134 202170
202183 202191 202210
202243 202251 202252
202296 202335 202354
202359 202472 202495
202598 202639 202654
202664 202684 202739
206107 206303 206304
206305 206309 206313
206317 206323 206324
206328 206336 206340
206341 206343 206501
206503 206504 206506
206507 206510 206513
206515 206518 206523
206524 206527 206530
206532 206533 210004
230009 230014 230044
230054

北海道財務局

200030 200036 200046
200067 200075 200077
200081 200100 200105
200116 200117 200127
200136 200148 200151
200155 200159 200163
200189 200213 200218
200236 200259 200271
200281 200303 200327
200355 200363

東北財務局

210002 210008 210011
210042 210046 210052
210067 210068 210075
210076 210079 210086
210089 210093 210107

210111 210124 210129
210130 210133 210165
210166 210167 210187
210203 210205 210216
210231 210266 210280
210288 210299 210308
210310 210317 210323
210337 210383 210389
210408 210424 210473
210523 240011

東海財務局

210003 210008 210010
210015 210022 210055
210058 210059 210076
210096 210100 210102
210115 210124 210129
210141 210145 210155
210172 210197 210226
210245 210247 210256
210278 210291 210298
210313 210319 210339
210343 210360 210381
210388 210389 210393
210411 210420 210440
210442 210461 210479
210488 210503 210504
210512 210587 210588
210601 210605 210607
210615 210618 210619
210622 210626 210682
210693 210709 210737
210767 210772 210841
210895 240009 240013

北陸財務局

210006 210013 210024
210027 210028 210033
210048 210073 210087
210102 210103 210121
210123 210164

中国財務局

210004 210008 210019
210034 210040 210047
210054 210075 210122
210141 210142 210171
210186 210189 210203
210250

四国財務局

210003	210009	210015
210016	210047	210051
210076	210089	210112
210115	210137	240009

九州財務局

210011	210019	210020
210027	210029	210032
210037	210048	210050
210057	210127	210141

福岡財務支局

210026	210080	210084
210091	210104	210111
210120	210129	210149
210158	210189	210193
210203	210263	210292
210303	210351	210355
210357	210380	210420
210421	210435	210470
210629	210657	210659
210660		

沖縄総合事務局

210017	210047	210067
210078		

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道函館市富岡町一丁目２番１号**道南水力発電合同会社**の工場財団に北海道亀田郡七飯町字峠下598番２七飯発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年６月26日

函館地方法務局八雲支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１１号
愛知県日進市梅森町上松３５１番地３
清算株式会社　ＴＳＵＷＡＭＯＮＯ株式会社
代表清算人　武臣辰徳
１　決定年月日　令和８年６月１１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２０２７号
東京都千代田区飯田橋２丁目１番５号Ｓ－Ｇ１ａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．４階
清算株式会社　株式会社ニッキー
代表清算人　岡田　高志
１　決定年月日　令和8年６月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階４１５Ａ
清算株式会社　鶚株式会社
１　決定年月日　令和８年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

	小規模個人再生による再生手続廃止	給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	
	給与所得者等再生による再生手続開始		給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和八年六月二十六日
さいたま市南区南本町一丁目三番一号
（甲）昭栄産業株式会社
代表取締役　岡田　紘和
さいたま市南区南本町一丁目三番一号
（乙）昭栄木材株式会社
代表取締役　岡田　紘和

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　一二七頁（号外第一三三号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　一二七頁（号外第一三三号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　一六八頁（号外第一九一号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月二十六日
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート三階永田町総合法律事務所内　（甲）株式会社ＫＦソリューション
代表取締役　西中　克己
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（乙）合同会社スター・インベストメンツ
代表社員　エルエスエフ・ジェーピー・インベストメンツ・エスエーアールエル
職務執行者　上岡　孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年八月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年六月二十五日に、乙の株主総会の承認決議は令和八年六月十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.secjp.co.jp/
（乙）https://www.obt-okasan.co.jp/e_public_notice.html

令和八年六月二十六日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号
（甲）株式会社証券ジャパン
代表取締役　田中　充
東京都中央区日本橋室町二丁目二番一号
（乙）岡三ビジネス&テクノロジー株式会社　代表取締役　田中　充

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十七日
掲載頁　八十二頁（号外第十七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十三日
掲載頁　四十二頁（号外第九十五号）
令和八年六月二十六日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一七階
（甲）株式会社ＡＰ８７
代表取締役　早川　裕
静岡県浜松市中央区御給町二八三番地の三
（乙）リズム・オートモーティブ・グループ株式会社
代表取締役　早川　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月五日
掲載頁　二十一頁
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年六月二十六日
東京都豊島区西巣鴨一丁目九番三号
（甲）能島運輸株式会社
代表取締役　赤嶺　直匡
東京都豊島区西巣鴨一丁目九番三号
（乙）株式会社ＵＬ運輸
代表取締役　三島　徹平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年八月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.sekiwarent.com/
（乙）https://www.shamaisonshop-tokyo.jp
令和八年六月二十六日
名古屋市中村区名駅四丁目二四番一六号
（甲）積和レント株式会社
代表取締役　櫻井　直樹
東京都港区麻布十番四丁目一番八号
（乙）シャーメゾンショップ東京株式会社
代表取締役　井邊　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年七月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はございません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月九日
掲載頁　六四頁（号外第二〇三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一一三頁（号外第一三〇号）
令和八年六月二十六日
愛知県一宮市せんい二丁目五番十一号
（甲）豊島株式会社
代表取締役　豊島　俊明
新潟県新潟市秋葉区小戸下組七十八番地一
（乙）株式会社トヨシマエクセル
代表取締役　平能　孝信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲の株主総会は令和八年七月二十四日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

本合併に異議のある債権者は、令和八年七月三十一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十七頁（号外第二六二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　八十九頁（号外第二六二号）

令和八年六月二十六日
大阪市中央区南本町二丁目三番八号
（甲）株式会社イデアプラス
代表取締役　加田　充良
大阪市中央区南本町二丁目三番八号
（乙）株式会社Ｃ＆Ｂプラス
代表取締役　池田　竜大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況はいずれも次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十九日
掲載頁　九十三頁（号外第一二〇号）

令和八年六月二十六日
岡山県倉敷市児島下の町七丁目一一番三〇号
（甲）株式会社ニシキ
代表取締役　西山　茂男
岡山県倉敷市児島下の町七丁目一一番三〇号
（乙）株式会社ＨＵＭＷＩＮＧ
代表取締役　刈谷　満延

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の用船事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年七月十三日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三〇号）

令和八年六月二十六日
宮城県気仙沼市港町五〇五番地六
（甲）株式会社新洋船舶
代表取締役　及川　昌**晴**
福島県いわき市小名浜字古湊二一番地
（乙）株式会社ミズノマリナーズ
代表取締役　水野　雄介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の全事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書の別紙承継対象権利義務明細表に定めるものを承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一二八頁（号外第一三〇号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十六日
千葉市中央区松ケ丘町一七六番地
（甲）株式会社下野酒店
代表取締役　下野　一哉
千葉県千葉市中央区松ケ丘町一七六番地
（乙）株式会社ビック
代表取締役　伊藤　彰悟

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＧＲＣ・セキュリティ関連ソリューション事業に係る労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（甲）株式会社ＧＲＣＳテクノロジーズ
代表取締役　佐々木慈和
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（乙）株式会社ＧＲＣＳ
代表取締役　佐々木慈和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメルセデス・ベンツ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割の効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会は令和八年六月二十五日に完了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　二頁

令和八年六月二十六日
東京都港区芝浦一丁目六番三八号
（甲）株式会社ＹＭＢ
代表取締役　須賀　智夫
東京都港区芝浦一丁目六番三八号
（乙）株式会社ヤナセ
代表取締役　森田　考則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有するシャーメゾンショップ東京株式会社（本店：東京都港区麻布十番四丁目一番八号）の株式に係る投資、管理及びこれらに付随する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mastpartners.co.jp

（乙）http://www.sekiwa.co.jp/ir/koukoku.html

令和八年六月二十六日
東京都渋谷区代々木二丁目一番一号
（甲）積水ハウスシャーメゾンパートナーズ株式会社
代表取締役　椿　和仁
東京都渋谷区代々木二丁目一番一号
（乙）積水ハウスシャーメゾンＰＭ東京株式会社
代表取締役　井邊　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する積和レント株式会社（本店：名古屋市中村区名駅四丁目二四番一六号）の株式に係る投資、管理及びこれらに付随する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mastpartners.co.jp

（乙）http://www.sekisuihouse-f-chubu.co.jp/

令和八年六月二十六日
東京都渋谷区代々木二丁目一番一号
（甲）積水ハウスシャーメゾンパートナーズ株式会社
代表取締役　椿　和仁
名古屋市中村区名駅四丁目二四番一六号
（乙）積水ハウスシャーメゾンＰＭ中部株式会社
代表取締役　櫻井　直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十八日
掲載頁　五十四頁（号外第一〇九号）

令和八年六月二十六日
東京都江戸川区西篠崎二丁目二四番一一号
（甲）エヌケー大達株式会社
代表取締役　猪野　和洋
東京都江戸川区西篠崎二丁目二四番一一号
（乙）株式会社大達土木
代表取締役　藤井　正裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　九十九頁（号外第一三五号）

令和八年六月二十六日

東京都目黒区東が丘二丁目七番二五号

（甲）小杉エステートリンク株式会社

代表取締役　小杉　あき

東京都目黒区東が丘二丁目九番一六号

（乙）株式会社小杉パートナーズ

代表取締役　土井　好子

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トヨコン（乙、住所愛知県豊川市川花町二丁目六二番地）、ナゴヤ芯材工業株式会社（丙、住所愛知県豊川市川花町二丁目六二番地）及び株式会社早川トムソン（丁、住所名古屋市守山区下志段味三丁目三二〇七番地）の不動産管理事業及び管理部門に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　七十二頁（号外第一二七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　七十九頁（号外第一二七号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　七十二頁（号外第一二七号）

（丁）掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十六日

愛知県豊川市川花町二丁目六二番地

株式会社トヨコンホールディングス

代表取締役　明石　耕作

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トライアルリアルエステート（乙、本店福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の株式会社トライアルゴルフ&リゾートの管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　七十九頁（号外第二三三号）

令和八年六月二十六日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルホールディングス

代表取締役　永田　洋幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社くらすわ（住所：長野県諏訪市湖岸通り三丁目一番三〇号）に対して当社の営むくらすわ関連事業（但し、くらすわの森及び通信販売を除く。）に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年六月二十六日

東京都渋谷区南平台町一六番二五号

養命酒製造株式会社

代表取締役　田中　英雄

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社山翔（名古屋市守山区幸心二丁目一三三八番地）に対して当社の飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十六日

名古屋市守山区幸心二丁目一三三八番地

株式会社山忠観光

代表取締役　山田　英臣

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リードバレー（住所、沖縄県中頭郡読谷村字高志保一九六番地）に対して、当社の青果物その他食品の販売及び卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　二頁

令和八年六月二十六日

沖縄県**那覇**市古島一丁目二三番地六―二〇二号

株式会社レイメイコンピュータ

代表取締役　比嘉　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社日本自然調査機構とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

茨城県水戸市東台二―一一―一九

合同会社日本自然調査機構

代表社員　小林　義信

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　二〇五頁（号外第一七五号）

令和八年六月二十六日

東京都港区海岸一丁目七番一号

シルバーバンズジャパン株式会社

代表取締役　上野光太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

東京都千代田区富士見二丁目七番一号

合同会社プロパティワン

代表社員　五十嵐信弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー二七階　合同会社オフィスＳ

代表社員　野中さゆり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー二七階　合同会社Office N

代表社員　野中さゆり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社Ｈａｒｍｏｎｅｓｔ（ハーモネスト）とし、効力発生日は令和八年八月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

東京都港区浜松町一―二一―四崇城大学会館三階　合同会社育子

代表社員　山本　育子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

東京都町田市南大谷三―二二―三一・二階

先進コーディング合同会社

代表社員　ジョン　エメ　シャルル　アルフレッド

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

滋賀県長浜市永久寺町四六三番地の一

湖北環境協同組合

代表理事　橋本　高子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

兵庫県加東市社五三三番地八

合同会社ヒマラヤン

代表社員　カナル・ジャナク・ダッタ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

広島県尾道市因島外浦町甲七七三番地乙七七三番地合併

合同会社盤常屋

代表社員　村上　大作

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

沖縄県沖縄市比屋根六丁目八番三四号

合同会社Ａｑｕａ―Ｌｉｆｅ

代表社員　座間味和哉

効力発生日変更公告

当社は、令和八年七月三日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年七月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月二十六日

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目一七番一〇号

株式会社ホームリーダー

代表取締役　菊池　晴利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

また、効力発生日までに、募集株式の発行により資本金の額が増加した場合には、当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。https://hokkaido-am.co.jp

令和八年六月二十六日

札幌市中央区北一条西五丁目二番地

北海道アセットマネジメント株式会社

代表取締役　濵野　恭義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十六日

札幌市中央区宮の森三条九丁目一番三〇―四〇三号

有限会社環境機器サービス

取締役　後藤　制一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九十一億五千九百三十万五千九百円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　二〇五頁（号外第一七五号）

令和八年六月二十六日

東京都港区海岸一丁目七番一号

シルバーバンズジャパン株式会社

代表取締役　上野光太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千十一万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十六日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号日比谷パークフロント一七Ｆ

株式会社ノウビー

代表取締役　岩田　圭市

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　胆江日日新聞

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　七頁

令和八年六月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番二号

株式会社ファムデザイン

代表取締役　近藤　広幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jaic-vc.co.jp/JAIC-DD/index.html

令和八年六月二十六日

東京都千代田区九段北三丁目二番四号

ＪＡＩＣデータダイナミクス株式会社

代表取締役　根来　実

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十億円減少し百八十六億七千八百四十五万三千三百十五円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十六日

札幌市白石区本通二十一丁目南一番一〇号

イオン北海道株式会社

代表取締役　小寺　博之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億三千六百三十二万八千七百七十四円減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月三十一日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十六日

宮城県仙台市青葉区星陵町二番一号

株式会社レナサイエンス

代表取締役会長兼社長　宮田　敏男

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

株式会社日本Ｍ＆Ａセンターホールディングス

代表取締役　三宅　卓

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十日を効力発生日とする永柳工業株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一一七頁（号外第一三三号）

令和八年六月二十六日

東京都墨田区東向島二丁目一一番一七号

トーナガ株式会社

代表取締役　丹羽　浩之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億五千十五万三千八百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　十頁

令和八年六月二十六日

東京都渋谷区代々木一丁目一一番二号

株式会社ジラフ

代表取締役　麻生　輝明

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日を効力発生日とする八千代建設株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一三五号）

令和八年六月二十六日

福岡市中央区渡辺通二丁目六番一二号

株式会社八千代管財

代表取締役　村岡　春香

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日を効力発生日とするアクア防災工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、当社は令和八年七月三十日付でＡｑｕａ－Ｌｉｆｅ　ＨＬＤＧＳ株式会社に組織変更する予定です。

令和八年六月二十六日

沖縄県沖縄市比屋根六丁目八番三四号

合同会社Ａｑｕａ－Ｌｉｆｅ

代表社員　座間味和哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百九十三万二千十五円、資本準備金の額を八千六百九十三万二千十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　五十一頁（号外第一三一号）

令和八年六月二十六日

東京都中央区銀座一－二二－一一銀座大竹ビジデンス二Ｆ

株式会社ＶＩＣ

代表取締役　田中　良典

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円、資本準備金を一千七十一万六千円（但し、令和八年七月一日から令和八年七月三十一日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額を加算した額）減少し、資本金を五百万円、資本準備金を四百二十八万四千円とすることにいたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十六日

東京都千代田区神田神保町二丁目一一番一五号二Ｆ　プライドメディカル株式会社

代表取締役　木原　栄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千四百四万五千四百十二円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を十三億六千八百八十一万四千八百六十九円減少することにいたしました。

加えて、令和八年七月一日から令和八年七月三十日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五二頁（号外第二七五号）

令和八年六月二十六日

東京都品川区西五反田一丁目一三番七号マルキビル一〇一号室　株式会社日本農業

代表取締役　内藤　祥平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日を払込期日とする募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://info.angel-navi.com/company/

令和八年六月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

エクイティファンディング株式会社

代表取締役　飯田　正之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千百二十七万九千九百九十九円、資本準備金の額を五億八千二百四十四万四千六百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十六日

東京都港区赤坂一－八－一赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ

株式会社Ａｖｉｏｎｄｏｒ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　沼沢　想太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千三十九万五千円、資本準備金の額を五億四千二十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十六日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社ジェイ・ケイ・アール

代表取締役　大串　啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百八十万五千六百五十一円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とし、資本準備金の額を五億七千六百四十万六千十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　六十一頁（号外第二五八号）

令和八年六月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

ＶＡＬＴ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　小野　貴也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百十四万二千五百円、資本準備金の額を二億八千四百四十四万二千五百円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十六日

大阪市中央区南本町二丁目六番一二号

株式会社ジンジブ

代表取締役社長　佐々木満秀

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年七月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年六月二十六日

大阪市中央区平野町一丁目四番八号
株式会社医療情報システム
代表取締役　八木　康一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十六日

山形市七日町二丁目六番三号
山形共立株式会社
代表取締役　佐藤　竜

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十六日

東京都大田区東海三丁目二番六号
株式会社松作
代表取締役　萩野　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十六日

静岡県袋井市諸井一三〇〇番地
静岡製機株式会社
代表取締役社長　鈴木直二郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十六日

兵庫県姫路市別所町北宿八五九番地の一
播州倉庫株式会社
代表取締役　小原　俊彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十六日

山口県下松市大字東豊井一三〇二番地の一
〇七
下松運輸株式会社
代表取締役　加茂　孝

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により株式会社フェリクス（乙、住所福岡県久留米市百年公園一番一号）の発行済株式の全部を取得することにいたしました。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://kessan.feliqs.com/

令和八年六月二十六日

福岡県久留米市百年公園一番一号
フェリクスジャパン2株式会社
代表取締役　國信健一郎

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、存続会社である甲は、資本金の額を二億九千七百万五千円減少することにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　二頁

令和八年六月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（甲）株式会社ＦＨ－０１
代表取締役　今井　良典

名古屋市東区東桜一丁目九番二九号
（乙）株式会社フライハイト
代表取締役　猪原　健斗

合併公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲はこの合併の効力発生日前日までに、資本金の額を十一億五百二十五万円、資本準備金の額を十一億八百二十五万円減少し、それぞれ三百万円、零円とすることにいたしました。

なお、甲は効力発生日をもって、商号を株式会社大津メディカルスキンセンターと変更し、本店を滋賀県大津市粟津町四番七号近江鉄道ビル三Ｆに移転します。

この合併並びに資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十日

掲載頁　九頁

令和八年六月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
（甲）大西ホールディングス株式会社
代表取締役　髙山　晋

滋賀県大津市粟津町四番七号近江鉄道ビル三Ｆ
（乙）株式会社大津メディカルスキンセンター
代表取締役　大西亜希子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六十八億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmm.jp/koukoku/nahanishi_tmk/

令和八年六月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
那覇西特定目的会社
取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　四十九頁（号外第六十二号）

令和八年六月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
はなさき特定目的会社
取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　五十五頁（号外第一七八号）

令和八年六月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ6ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00038

令和八年六月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・シックス特定目的会社

取締役　中村　武

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成八年五月二十七日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年十月三十一日に千葉地方裁判所（令和七年（ヒ）第十六号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十六日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号

株式会社田名辺工業

代表清算人　大平　俊一

連絡先　千葉市中央区登戸二丁目八番二号　クリスチャンセンタービル四〇一

大平法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年六月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年六月二十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

ウィーメックス株式会社確定給付企業年金

清算人　伊藤　聡

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十六日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ九階

東亜外業企業年金基金

清算人　檜村　茂雄

訂正公告

令和五年七月十日（号外第一四五号）掲載の第七十八期決算公告（枠組）中、資本準備金の金額「3,412,940」とあるは「2,512,940」の誤りにつき訂正します。また、資本準備金の下部に、その他資本剰余金「900,000」が欠落していたため追加して訂正いたします。

令和八年六月二十六日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

株式会社エネライフ

代表取締役社長　西村　昌人

訂正公告

令和六年六月二十八日（号外第一五七号）掲載の第七十九期決算公告（枠組）中、資本準備金の金額「3,412,940」とあるは「2,512,940」の誤りにつき訂正します。また、資本準備金の下部に、その他資本剰余金「900,000」が欠落していたため追加して訂正いたします。

令和八年六月二十六日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

株式会社エネライフ

代表取締役社長　西村　昌人

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第八十期決算公告（枠組）中、資本準備金の金額「3,412,940」とあるは「2,512,940」の誤りにつき訂正します。また、資本準備金の下部に、その他資本剰余金「900,000」が欠落していたため追加して訂正いたします。

令和八年六月二十六日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

株式会社エネライフ

代表取締役社長　西村　昌人

訂正公告

令和八年六月十五日（号外第一三一号）掲載の第十九期決算公告（枠組）中、「代表取締役　佐々木　正見」とあるは、「代表取締役　古畑　和弘」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年六月二十六日

東京都港区高輪二丁目二十一番一号

UQコミュニケーションズ株式会社

代表取締役　古畑　和弘

訂正公告

令和八年六月十九日（号外第一三五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の最終貸借対照表の開示状況に「掲載の日付　令和八年六月十九日」とあるは「掲載の日付　令和八年六月二十五日」の誤りにつき、訂正します。

令和八年六月二十六日

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目二一番一〇号

（甲）株式会社ユナイテッドスクールオブトウキョウ

代表取締役　カヌーセン・チャールズ・マサオ

東京都渋谷区渋谷一丁目一五番一二号ＬＡＩＤＯＵＴＳＨＩＢＵＹＡ五〇一

（乙）ＧＷＧ　Ｔｅａｃｈｅｒｓ株式会社

代表取締役　フェドロフアイブン

訂正公告

令和八年五月二十七日掲載の左記会社に係る共同新設分割公告中、「甲、乙及び丙はその不動産事業及び所有する不動産に関して有する権利義務の一部を、丁、戊及び己は所有する不動産に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。」とあるは、「甲及び乙はその不動産事業及び所有する不動産並びに借入金債務に関して有する権利義務の一部を、丙はその不動産事業及び所有する不動産に関して有する権利義務の一部を、丁は所有する不動産及び借入金債務に関して有する権利義務の一部を、戊及び己は所有する不動産に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。」の誤りにつき訂正します。なお、この会社分割に異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十六日

神奈川県鎌倉市小袋谷一丁目一七三番三号

（甲）うみかぜ交通株式会社

代表取締役　宮崎　聡

横浜市港南区上大岡西三丁目一一番一五号

（乙）うみかぜ交通株式会社

代表取締役　宮崎　聡

横浜市金沢区福浦二丁目一五番二号

（丙）うみかぜ交通株式会社

代表取締役　宮崎　聡

神奈川県三浦郡葉山町長柄一番地

（丁）うみかぜ交通株式会社

代表取締役　宮崎　聡

神奈川県横須賀市久里浜二丁目一二番五号

（戊）うみかぜ交通株式会社

代表取締役　宮崎　聡

神奈川県三浦市原町一五番一三号

（己）うみかぜ交通株式会社

代表取締役　宮崎　聡

訂正公告

令和八年六月十八日（号外第一三四号）掲載の第三十八期決算公告（枠組）中、「代表取締役　竹下　正晃」とあるは「代表取締役　浦上　眞治」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十六日

鹿児島県南さつま市金峰町大坂二六七三番地二

株式会社ダイサツ

代表取締役　浦上　慎治

取消公告

令和八年五月十五日掲載の左記会社に係る合併公告を取消します。

令和八年六月二十六日

東京都港区南青山二丁目一二番一二号

（甲）株式会社不二ビューティ

代表取締役　髙野　友梨

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号

（乙）株式会社Ｇ．Ｐホールディング

代表取締役　髙野　友梨